

利尻富士町立学校における働き方改革 アクション・プランⅢ【概要版】

1 アクション・プランの性格

本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が校長会等と協議しながら策定し、学校の取組を促すものである。なお適宜、国・北海道の動向や学校の取組状況を見極めながら見直しを図る。

2 取組の目的

学校における働き方改革の目的は、「教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。一人一人が業務改善を積極的に行い、生み出した時間を子どもの指導や教材研究、研修に当て、教職員としての人間性や創造性、資質・能力の向上に努めていく必要がある。

3 アクション・プランの目標及び期間

【目 標】

教職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

【目指す姿】

教職員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

【期 間】

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間。

4 教育委員会及び学校の役割

【教育委員会】教職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。また毎年度、学校の取組を適切に把握・分析し、必要な環境整備を行なうとともに、上限範囲を超えた学校には事後的に検証を行う。

【学 校】校長が、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。時間外在校等時間等の実態を踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

| Action | 具体的な取組 ★重点項目 |
|-----------------------|---|
| 1 校務の効率化と役割分担の推進 | ★ICTを積極的に活用した業務等の推進 ★地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 ・「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進 |
| 2 部活動指導にかかわる負担の軽減 | ★部活動休養日等の完全実施 ・複数顧問体制、部活動・外部指導員の配置の推進 ・部活動の地域移行に向けた検討と取組の推進 |
| 3 学校運営体制の見直しなどによる改善 | ★調査業務の見直しと教頭の業務縮減 学校行事の精選・重点化と適切な教育課程の編成・実施 |
| 4 意識の変容を促す取組 | ★働き方改革の意識を高める取組の推進 ・ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進 ・長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定 ・在校等時間の客観的な計測・記録と公表 |
| 5 教育委員会による学校サポート体制の充実 | ★メンタルヘルス対策の推進 ・トラブル等に直面した際のサポート体制の構築 ・勤務時間外における電話対応等の見直し |